

# 第11回

## 大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年3月9日(月)

農村環境改善センター 農事研修室

## 第11回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年3月9日(月)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内海亮一
- 4、出席委員(17名)

1番 八角功次	2番 高橋政人
3番 吉原孝	4番 齋藤勉
5番 三木年彦	6番 大野勝弘
7番 岡本佳之	8番 菅谷祐
9番 平賀久雄	10番 川寄篤之
11番 加藤岡一弘	12番 内山充弘
13番 中村和敏	14番 板倉小百合
15番 内海亮一	16番 梅原英男
17番 今関喜明	

5、欠席委員 なし

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1~4)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1~2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第6 議案第4号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1~3)

第8 報告第2号 農地法第5条の1第6項の規定による届出について  
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
(整理番号1~4)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1~8)

第11 報告第5号 転用事実確認証明について  
(整理番号1)

#### 7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	谷口智

## ◎開 会

○議長 ただいまより、第11回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第11回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、岡本佳之委員および菅谷祐委員をお願いいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～4）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号3及び4の案件は、板倉小百合委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

まず、議案第1号、整理番号1から2について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、四天木字南新田、地目、田の1筆、面積1,114㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申し出によるため、義務者は、農地面積が小規模のため売却、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

次に整理番号2、申請地は、四天木字南新田、地目、田の1筆、面積366㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申し出によるため、義務者は、農地面積が小規模のため売却、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び整理番号2の案件につきまして、八角功次委員、お願いいたします。

○八角委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号1から2について、調査報告をいたします。

整理番号1と2の案件については、権利者が同一であり、隣接しておりますことから一括して報告させていただきます。

整理番号1ですが、内容については、事務局説明のとおりです。

3月7日、八角推進委員さんと、申請地を確認後、権利者である農業法人代表者を訪問し、お話を伺いました。

義務者は遠方のため、電話にて確認しました。

申請に至った理由は、市外住民である義務者より地元の農業法人である権利者に引き取って欲しい旨のお話があり、農地が法人の拠点の近くであることから、引き取ることにしたとのことです。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんということでした。  
続きまして整理番号2の案件ですが、権利者は、整理番号1の権利者と同一であります。

同じく3月7日、八角推進委員さんと申請地を確認後、権利者宅にお伺いいたしました。

義務者は遠方のため、電話にて、確認いたしました。

申請に至った理由は、義務者より耕作できないため、引き取って欲しい旨のお話があり、整理番号1の申請地と、隣接している田でもありますことから、引き取ることにしたということです。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんということでした。

申請地はよく管理されておりました。

権利者は市内の農業法人で、認定農業者でもあり、機械もそろっておりますことから、何ら問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号1及び整理番号2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号整理番号1及び整理番号2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決

定いたします。

- 議長 続きまして、議案第1号、整理番号3から4の案件の審議をお願いしたいと思しますので、議事参与の制限に該当します、板倉小百合委員は、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員退室)

- 議長 それでは、議案第1号、整理番号3から4について事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目、田の1筆、面積882㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、9ページから12ページまでになります。

戻りまして、9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

次に整理番号4、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目、田の1筆、面積554㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は隣接耕作者に売却するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、13ページから16ページまでになります。

13ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

説明は以上でございます。

- 議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施してお

りますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号3及び整理番号4の案件につきまして、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号3及び整理番号4について、権利者が同一ですので、一括で調査報告をします。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

3月2日に権利者に片岡推進委員と私で出向き、そのあと、申請地を確認し、その場でお話を伺いました。

権利者によると、隣接耕作者から相談されて、管理がしやすく、経営規模拡大をしたい考えから、今回の依頼を受けたそうです。

また、整理番号3、整理番号4の義務者には、3月6日に電話にて調査を行い、整理番号3の義務者は高齢により耕作ができない、整理番号4の義務者は、以前は耕作を他者に頼んでいましたが、自宅から遠く、今後管理が大変なので、隣接耕作されている権利者に、売買の相談をしたとのことでした。

権利者、義務者ともに今回の申請について間違いないということでした。

申請地は綺麗に管理されており、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号3及び整理番号4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号3及び整理番号4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員入室)

---

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長 事務局。

○事務局 議案第2号、整理番号2の案件につきましては、蓄電池施設の設置という、初めての案件審議となり、蓄電池に関する補足説明が必要となりますことから、議案第2号につきましては、整理番号1と整理番号2を別々にご審議いただくよう提案させていただきます。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局より、議案第2号の審議方法について整理番号1と整理番号2を別々に審議してはいかがかと提案がありました。

それでは、議案第2号の審議方法について、お諮りいたします。

事務局提案のとおり、議案第2号、整理番号1と整理番号2については別々に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議案第2号、整理番号1と整理番号2については、別々に審議することといたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1についてご説明させていただきます。

申請地は、永田字関下、地目、畑の1筆、面積278㎡に使用貸借権を設定し、一般専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧くださいまして、中央やや左に2-1

と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、17ページから32ページまででございます。

計画概要は、木造平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積82.39㎡でございます。

事業を行う理由は、権利者において、住環境に適した場所への転居を検討するなかで、候補地を探していたところ、父親所有であり非耕作地となっている計画地が条件に合致する場所であったことから、計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画でございます。なお、金融機関発行の融資申し込みに対する審査結果の写しが添付されておりますことから、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

続きまして、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れについてですが、工事中は計画地を仮囲いし、境界にはコンクリートブロック積みすることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水及び雑排水は小型合併浄化槽で処理後、新設の市道側溝に放流する計画となっております。

雨水につきましては、雨水枡を浸透式にすることで宅内抑制を行い、オーバーフロー分を新設の市道側溝に放流する計画となっております。

なお、排水を放流するにあたり、地元区確認の排水工事の施工に係る届出書の写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為申請等必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

権利者と義務者は親子の関係です。

3月5日、大野農業委員さんと、現地で権利者からお話を聞きました。

義務者は多忙のため、電話でお話を聞きました。

権利者は義務者が所有する、みずほ台2丁目分譲地の東側に隣接する畑の一部を借り、住まいを建設するという事で計画を申請されたということです。

申請地を確認したところ、整地されており、北側は隣家に接し、その脇は杉山で東側及び南側は、畑に接していました。

建設する建物の北側に浄化槽を設置して、処理水及び雨水を道路側溝に放流予定です。

敷地の周辺はブロックで囲み申請地と農地を区別しますと説明し、本申請に間違いがないことが確認できました。

権利者、義務者は、申請内容に間違いのないということです。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○議長 続きまして、事務局から議案第2号、整理番号2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号2、申請地は餅木字八幡台、畑の一筆、面積958㎡を系統用蓄電池設置用地に転用しようとするものでございます。

まず、系統用蓄電池について説明させていただきます。

お手元の系統用蓄電池と記載された資料の方、こちらの方をご覧ください。

系統用蓄電池施設とは、敷地内に電力網と直接接続した蓄電池を設置する施設であり、夜間など電力需要が低い時間帯に安価で購入し、充電しておいた電気を需要が高まる時間帯に売電することで、収益を得る事業に活用される施設として、2022年の電気事業法の改正に伴い、全国で増加しつつある施設ということでございます。

議案書に戻っていただきまして、申請者は議案書のとおりでございます。

申請位置は別添資料図面4ページをご覧ください。

中央やや下に2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料33ページから59ページまででございます。

計画の概要は、面積958㎡の計画地に、系統用蓄電池設備を設置するもので、高さ60センチのコンクリート製の基礎を2列築造し、幅1.15メートル、高さ2.1メートル、奥行き1.8メートルの蓄電池装置を、基礎1列に対して18台設置し、合計36台の蓄電池装置と、付帯設備として動力装置と防音壁を設置する計画でございます。

事業を行う理由は、再生可能エネルギー事業を営む計画者が、事業拡大用地として系統用蓄電池設備の設置場所を検討する中で、要件として1000平方メートル程度の広さがあること。

事業が可能な空き容量のある送電線があり、その接続が容易であること。

洪水や土砂災害のリスクが低い平坦で安定した地盤の土地であること。

これらの条件を満たす土地を探していたところ、条件を満たし、かつ、高速道路の出入口から近傍であることから、機材の運搬やメンテナンスにも、利便性の高い申請地が購入可能となったことから、計画されたとのことでございます。

東京電力への電力系統への接続については、東京電力パワーグリッド株式会社からの託送供給の承諾書が添付されております。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画で、銀行の残高証明書が添付されていることから、資金面において、実現性に支障はないものと考えられます。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障はないものと考えられます。

次に周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内の整地は、切土を行わない計画であり、設置物は平屋建ての建物に及ばない高さでありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、整地中は土砂流出防止のため、板を設置する計画でありますことから、土砂の流出等を発生させる恐れはないものと考えられます。

次に排水施設の有する機能への支障を生じる恐れにつきましては、排水を発生させる施設ではなく、雨水については敷地内に自然浸透させる計画であります。

以上のことから周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、別添詳細資料54ページから56ページに記載されてありますとおり、関係法令の確認内容について、関連部署との打ち合わせ記録が添付されております。

このほか、法令の確認内容については、議案第2号、整理番号2の補足資料についての10ページから13ページをご覧ください。

騒音に係る環境保全条例の対応状況でございますが、所管課に確認したところ、防音壁の設置による、隣地境界線付近における騒音の減衰効果について、提出された資料からは確実に条例に適合しているとは確認しきれないものであるとのこととございました。

また、防音壁の設置については、構造図等の詳細な資料添付がないことから、建築物関係法令に基づいた届け出等の必要性の有無が確認できない状態であります。

これらは農地法施行規則第57条第2号に規定する、不許可理由と考えられます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、またはこれらの処分がされる見込みがないことに該当しないとは、判断しかねるところがあり、農地法第5条第

2項第3号に規定する申請地に係る農地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合に、該当するものと考えられます。

なお、本件について、事業地の近隣住民より請願書が提出されておりますので補足説明させていただきます。

まず、別添の補足資料、議案第2号、整理番号2の補足資料についての2ページから7ページをご覧ください。

この事業説明は申請者に対して申請時に義務づけるものではございませんが、地域住民とのトラブル回避のため、対応をいただいたものになります。

続いて同補足資料の1ページをご覧ください。

計画地の近隣住民等により、連名にて提出された請願書の写しでございます。

申請地周辺の近隣住民等の方々には、先ほどの説明のとおり、事業者が個別に事業説明を行っているところではございますが、系統用蓄電池施設の設置にあたり、騒音や火災等への不安が大きいことから、事業の内容について、近隣住民のみならず、事前に地元及び地域で事業を営む関係者に対し、事業概要について説明会の開催を請願する請願書の提出があったものになります。

参考に、鹿児島県で発生した爆発火災事故の事例について、お手元に資料を用意してありますが、近隣住民の方々は、このような事故の事例や騒音などの懸念もあり、不安なことから説明会の開催について請願書の提出に至ったものとなります。

なお、本請願については、3月2日の役員会において協議を行い、請願内容については、申請代理人に申し伝えております。

また、各農業委員宛にも、計画地の近隣住民等より、連名にて系統用蓄電池設備設置反対に関する要請書の提出がありました。

本日の総会開催通知と併せて送付させていただいております。

さらに本件について、3月2日に季美の森地区の自治会役員、関係者、近隣土地所有者、市議会議員が来庁され、自治会関係者からは、季美の森地区の総意として、蓄電池施設設置に反対である旨の意見を伺っており、お手元に配付の「餅木地区の蓄電池施設の農地転用に係る季美の森地区の意見について」を記載した資料も併せてご確認ください。

これらの地域に対する同意や事業説明は、農地転用基準で義務づけられているものではございませんが、現状、地域においては、事業実施に対する合意形成がされていない状況でございます。

このような状況から、地域との合意が進んでいない中で、円滑に事業が進められ

るか確実性に不安が残る状況でございます。

申請目的実現の確実性について規定する、農地法第五条第2項第3号「申請に係る農地のすべてを当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」に該当するものと思われま。

続きまして、補足資料の14ページから19ページをご覧ください。

事業者より導入予定の、施設は高温となることが想定され、環境と運転状況に応じ、冷却システムコントローラーが自動で水冷自然空冷、廃熱回収モードに切り換え、蓄電池の温度管理が行われる仕様となっています。

また、電池パック自体、1個ずつ耐高温、耐腐食性の絶縁構造で、1個の電池パックが発火しても、他のパックに広がらない仕組みとなっており、エアロゾル消火器等による自動消火装置も備えております。

続きまして、付属資料18ページ、19ページをご覧ください。

こちらは事業者から提出された民家に近い竣工案件の事例となっております。

説明会の開催等は、農地法の審査上、他事考慮となる部分ではございますが、近隣住民からの不安の声と要望が請願書の形で提出されておりますことから、参考資料として、補足説明させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号2の案件につきましては、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 それでは議案第2号、整理番号2の案件について、調査報告いたします。

内容は事務局説明のとおりです。

今回の案件は、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、計画地近隣の居住者より反対意見が上がっている案件です。

3月5日、平賀委員と義務者宅を訪問し、お話を伺いました。

権利者は遠方の法人であることから、代理人に電話にてお話を伺いました。

その話によると、申請地を系統用蓄電池施設用地にするために、農地転用し、系統用蓄電池と動力施設を設置する計画であるとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いはないとのことでした。

3月3日に平賀委員と現地確認を行いました。

申請地は、住宅に隣接する958㎡の畑で綺麗に管理されている状況でした。

その際に、近隣居住者の方々からお話があり、今回の系統用電池は騒音の影響や、爆発の危険性がある施設であるため、居住地の近隣にそのような施設を建てられることは不安であり、計画には反対するとのことでした。

系統用蓄電池について、事故等の記録を確認したところ、鹿児島県で爆発事故が発生していることがわかりました。

農地に関する部分への影響だけ見ても、爆発した場合には、申請地の周囲の農地に影響はないとは言いきれないと思われまます。

現状、系統用蓄電池に対しては、国、千葉県、大網白里市の法令規則、条例、ガイドライン等がない状況ではありますが、近隣の居住者より不安の声が寄せられている中で、申請されていることも考えましても、事業者の事前の対応が誠実なものであったのかについては、疑義が残ります。

この案件は、農地法の基準は満たしていると思われまますが、委員の皆様のご慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号2の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 今関喜明委員。

○今関委員 ただいま事務局からの事業計画の内容の説明がありましたが、本件の審査にあたっては、蓄電池施設の設置に関して、今、関係する法令やガイドライン等が十分に整備されていただけない状況であると。

そして、農地法における転用許可基準に照らし合わせると、明らかに、外れている項目はないかもしれませんが、先ほどから騒音や事故などの不安材料がある中で、近隣住民や地元自治会から、設置に対して反対の声が上がっております。

農業委員会としてはその点を十分に考慮した中での判断が必要であると私は考えます。

本件はですね、現時点においては、事業実施の実現において疑義があり、不許可相当とすることが適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号2の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長 挙手なしにより、議案第2号、整理番号2は、不許可相当、とすることに決定いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 事務局。

○事務局 ただいま採決の結果、不許可相当となりましたので、不許可理由については、農地転用基準の一般基準における申請目的実現の確実性について、申請に係る農地のすべてを当該申請に係る用途に供することが确实と認められないとすることによってよろしいか採決いただければと思います。

お願いいたします。

○議長 ただいま事務局より提案のありました不許可理由について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、不許可理由は、事務局提示のとおりと決定されました。

○議長 よって、議案第2号、整理番号2につきましては、不許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

---

### ◎議案第3号

○議長 それでは、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号16の案件は、大野勝弘委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当します。

当該案件を審査する際には、退出していただくこととなりますので、事務局から、まず議案第3号、整理番号1から15について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管

理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は5人、権利の設定をする者は15人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が49筆で、面積84,830㎡、畑が1筆で、面積2,400㎡、田と畑の合計面積は、87,230㎡でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が16件でございます。

それでは、まず整理番号1から15の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、四天木、田が2筆、5,268㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号2、四天木、田が1筆、2,406㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

8ページをご覧ください。

整理番号3、細草、田が2筆、7,591㎡、10年、金納、全面積でコシヒカリ1等米6俵相当額、新規。

整理番号4、南横川、田が7筆、13,669㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

9ページをご覧ください。

整理番号5、南横川、田が1筆、2,173㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号6、南横川、田が4筆、3,225㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

10ページをご覧ください。

整理番号7、南横川、田が1筆、1,189㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号8、星谷及び南飯塚及び北横川、田が7筆、9,120㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

11ページをご覧ください。

整理番号9、南今泉、田が6筆、7,830㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号10、南今泉、田が1筆、1,212㎡の内1,000㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

12ページをご覧ください。

整理番号11、四天木及び南今泉、田が3筆、6,659㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号12、四天木、田が7筆、16,575㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

13ページをご覧ください。

整理番号13、四天木、田が2筆、1,827㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

整理番号14、四天木、田が3筆、4,386㎡、10年、物納、全面積でコシヒカリ1等米4.5俵、新規。

14ページをご覧ください。

整理番号15、四天木、畑が1筆、2,400㎡、5年、無償、新規。

なお、整理番号1から15の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号4から8及び14から15の案件につきましては、制度変更による更新のため報告を省略とさせていただきます。

なお、整理番号1から3の案件につきましては、更新の案件となりますが、個人から代表を務める法人に変更のため調査報告をお願いいたします。

それでは、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

○議長 整理番号1から3の案件につきまして、内山充弘委員お願いします。

○内山委員 はい。それでは、議案第3号整理番号1から3について、借受人が同一のため、一括で調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

3月5日に片岡推進委員とともに申請地を確認して、その後、借受人、貸付人に電話にてお話を聞きました。

借受人の話では、利用権設定期間満了による申請で、個人から同人が代表を務める法人に変更になった旨の回答をいただきました。

また、貸付人の3名の方も申請に間違いがないということでした。

借受人は機械、労力、施設等そろっており、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦勞様でした。

続きまして、整理番号9から13の案件につきまして、八角功次委員お願いします。

○八角委員 それでは整理番号9から13案件について、一括して調査報告いたします。

借受人が同一人物のため、一緒に報告させていただきます。

内容については、事務局説明のとおりです。

整理番号9については、3月7日、八角推進委員さんと申請地を確認の上、借受人である法人代表を訪問し、お話を伺いました。

それから貸付人には、電話にて確認しました。

今回の申請に双方とも間違いがないということでした。

続きまして整理番号10の案件について報告します。

同日、八角推進委員さんと申請地を確認し、借受人、貸付人よりお話を伺いました。

双方とも申請に間違いはないとのことでした。

続きまして、整理番号11の案件についてですが、同じく八角推進委員さんと申請地を確認の上、借受人、貸付人に話を伺いました。

貸付人、借入金とともに、申請に間違いないと確認をいたしました。

続きまして、整理番号12、13の案件については、貸付人、借受人ともに同一人物でありますので、一括して報告します。

3月7日、八角推進委員さんと申請地を確認の上、貸付人、借受人、双方よりお

話を伺い申請に間違いがないということを確認しました。

整理番号9から13の案件の申請地はよく管理されており、借受人は、市内の農業法人で、認定農業者であり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われませんが、委員の皆様のご慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 調査された皆様、ご苦労様でした。

これより、整理番号1から15について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から15に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から15について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から15について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から15は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 続きまして、整理番号16の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、大野勝弘委員は、ここで退室をお願いいたします。

(大野勝弘委員退出)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号16について、説明をお願いいたします。

○事務局 14ページをご覧ください。

整理番号16の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、権利の設定を受ける者と権利の設定をする者の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号16、金谷郷、田が2筆、1,912㎡、5年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

なお、整理番号16の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号16の案件につきましては、制度変更による更新のため報告を省略とさせていただきます。

○議長 調査された皆様、ご苦労様でした。

これより、整理番号16について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号16に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号16について、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号16について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号16は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、大野勝弘委員を入室させてください。

(大野勝弘委員入室)

---

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案書の15ページをご覧ください。

『議案第4号大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について』をご説明いたします。

本議案につきましては、千葉県農業会議が設定した令和8年度分の標準賃金を参考に、令和8年4月1日から適用する農作業を受委託する際の賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

それでは、議案書15ページの表をご覧ください。

表の左から5列目、太線で囲んでおります「令和8年度(市)決定額」の欄が今回定めようとする金額となります。なお、今年度の金額については、左から3列目の「令和7年度(市)決定額」の欄に記載しております。」

それぞれの単位につきましては、表の右端の列、「備考」の欄に記載しておりますので、適宜ご参照ください。

それでは順に読み上げさせていただきます。

まず、農作業標準賃金につきまして、1番目の『水田作業』は9,900円。

2番目の『畑作業』は、9,900円。

3番目からは、機械作業料金になります。

3番目の『水田耕起』は、7,500円。

4番目の『水田代掻』は、7,900円。

5番目の『畔塗り』は、44円。

6番目の『植付け』は、10,100円。

7番目の『育苗』は、990円。

8番目の『乾燥調製』は、3,600円。

9番目の『刈取脱穀』は、22,000円。

最後に10番目の『刈取から袋つめまで』は、56,800円。

全体的に値上がりをしています。主な理由としましては、機械本体代の上昇及び人件費の値上がりによるものでございます。

16ページをご覧ください。

参考となりますが、平成30年度から令和8年度の標準賃金・機械作業料金の推移を添付してございます。

なお、本議案につきましては、このあとご承認をいただければ、市広報紙や市ホームページにて周知をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、「大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について」の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

### ◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地法第5条の1第6項の規定による、届出について」、日程第9、報告第3号「農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について」、日程第10、報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第11、報告第5号「転用事実確認証明について」を一括して議案といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

整理番号1は、駐車場用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の19ページから20ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は4件でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の21ページから24ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は8件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

最後に、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

転用事実確認証明願は、1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書の記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局への地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者への事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第11の報告事項を終了いたします。

---

## ◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

## ◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第11回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時09分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 菅 谷 祐

署名委員 岡本 佳之